## 会 議 録

会	議	0	名	称	平成30年度 第5回 入札不正行為排除・防止検証委員会
開	催		日	時	平成31年3月4日(月)午前10時から正午まで。
開	催		場	所	別館4階 第2委員会室
出		席		者	山本会長 水本副会長 井上委員 泉水委員 松島委員
欠		席		者	なし
案		件		名	<ul><li>1 答申の取りまとめに向けた意見集約について</li><li>2 入札不正行為排除・防止行動マニュアルの確認について</li><li>3 その他</li></ul>
提 占	出され	た資	資料等	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	<ul><li>1 入札不正行為排除・未然防止対策についての答申(案)</li><li>2 入札不正行為排除・防止行動マニュアル(案)</li></ul>
決	定		事	項	次回の委員会で一定のまとめとなるよう、答申案とマニュアル 案に修正内容を反映し、協議をすすめる。
	養の公園 び 非 :				公開
会議録等の公表、非公表の別及び非公表の理由					公表
傍	聴	者	の	数	0人
所 (	管 事	務	部 局	署)	総務部 人事課

## 審議内容

山本会長:平成30年度第5回入札不正行為排除・防止検証委員会を開催いたします。まず 委員の出席状況と傍聴人の有無の報告をお願いします。

事務局:委員5名全員に御出席頂いておりますので、会議は成立しております。 本日傍聴の方はおられません。

山本会長:わかりました。それでは早速、本日の案件の審議に入っていきたいと思います。 「案件1. 答申のとりまとめに向けた意見集約について」まず、事務局からの 説明を求めます。

事務局:それでは案件に入らせて頂きます。

(事務局説明)

山本会長:説明ありがとうございます。それでは、答申案につきまして前回とまた繰り返 しになりますが、項目ごとに皆さんのご質問やご意見を聞かせて頂きたいと思 います。まず、「1. はじめに」の部分につきましてご意見はございますか。こ の修正は、ほぼ字句の修正と事実関係についての消極的な記載を削除するとこ ろが主になると思います。

松島委員:細かいことで恐縮ですけど、1ページ目の下から5行目の3つの視点という、前回も触れたと思うのですが、これは後半の4の課題問題と対応しているということでしょうか。確かそうだとすれば、人材育成ではなくてコンプライアンス体制の話になるかと思いますがいかがでしょうか。

事務局:そこは修正させていただきます。

山本会長:ほかに何かご意見ございますか。

井上委員:「はじめに」の第4段落の、「今回の事件は事業者が最低制限価格近辺で落札したため一見損害が少ないように見えるが、不適切な手法による支出を行ったこと自体が住民の市政への信頼を裏切るものである。」というところですけれども、損害が少ないというように断言しているところが気になりますので、例えば、「今回の事件は不適切な手法により支出を行ったもので、住民の市政への信頼を裏切るものである。」というほうが良いかと思います。損害の発生の有無や、損害の額について、本委員会では一切議論されていないと思うのですが。

山本会長:そうしますと、「今回の事件は不適切な手法により支出を行ったものであり」 という形ですかね。

井上委員:その方が良いですね。

山本会長:今のご意見も含めて何かご意見等ございますか?

水本副会長:これは私が最初に出したときに書いていたのですが、おっしゃるように、少し 余計な話なのですよね。ですので、ここは切っても良いと思います。

泉水委員:最低制限価格近辺で落札したことをどう評価するかという問題については、い るんな意見があるかとは思いますが、おっしゃる通り、ここでは議論されてい ないし、踏み込むなら相当議論しなければならないと思いますので、これはな いほうが良いのではないでしょうか。 井上委員:確かに似たような事件で、損害を認定している裁判例があるはずなのですよね。 だから当委員会でお墨付きを与えて、「損害はありませんよ」と言ったとなっ てしまうのは考え物だと思います。

事務局: 先ほど、松島委員からご指摘受けた部分の3つの視点ですけれども、こちらにつきましては、昨年に庁内委員会として3つの視点を持って取り組んできたという表現になっておりますので、これはそのままにしときつつ、当委員会として、4番目の項目に合わせたところと整合性を図りながらですとか、そこは事務局のほうで文章を考えながら整理したいと考えております。

山本会長:1の部分になるのか、3の部分になるのかも含めてその繋ぎですよね。人材育成 と今回のコンプライアンス体制強化、そのあたりの表現をどこかに入れていた だきますよう、よろしくお願いします。

1についてはよろしいでしょうか。

それでは、2について、「入札情報の漏洩について」の部分につきましてお願い します。

水本副会長:送っていただいたものにはなかった新しい項目ですよね。事実関係だけですね。 山本会長:この委員会で資料と聞き取りした内容からまとめて書いたものです。どの情報 がどの流れでどこにあってどのように保存されているかというのを詳細にヒア リングしました内容をまとめているものです。こういう事実関係を書いていた だくと、今後、どの部分が不十分で、どういう手当をしなければいけないかと いうのがこれまで検討されているもので足りているのかどうか、漏れがないか というチェックにもなるかと考えています。

水本副会長:そうですね。後々読むときにも役に立ちますよね。

松島委員:この方は漏洩したことを認めてられているのでしたか。

事務局:まだ認めておられない。

松島委員:1行目、「漏洩したものである」と断定して大丈夫ですか。

井上委員:もし、「漏洩したものである」と認めてないものであれば、否認が認められれば問題があると思いますので。市の立場は。そうでないと大ごとですよね。無 実の人間に対して。

水本副会長:自主的に退職していらっしゃるのですよね。

事務局:再任用職員でございましたので、1年任期ということになりますので、この30年度の任期については更新希望をしなかったということでやめてらっしゃるので。やめた後にこの事件が発覚したという状況でございます。

水本副会長:クビにしたとか、その点の処分をしたというわけではないのですね。

井上委員:ただ無実の人なら、この委員会の存在自体がどうかとなってしまいますので。

水本副会長:そうですよね。

井上委員:やはり前提としては、調査をして、問題があるのでそういう対応をしているということにしないと。無実の人を警察が呼んでいるのであれば、枚方市としてはバックアップすべきだと思いますので、弁護士としては。

事務局:この一行につきましては、元職員が入札情報漏洩されたと考えられるというと ころ、どうですかね。書きすぎではないですかね。 松島委員:もちろんそんなことないのだろうとは思うのですけれども、万が一これ無罪になって、こんなこと書かれて名誉棄損といった話になると困るのではないかと思っただけです。

水本副会長:今回のこの対象工事としてはおそらくOKだと思うのですけれども。

事務局:後の文章につきましては、断定はしておりませんので、そこの部分だけ断定しているかなと思いますので。その部分だけ断定を外す。可能性として。

山本会長:元職員が入札情報を漏洩したとして逮捕・起訴されたものであるという形で整 えますか?

井上委員:そうしますか。

松島委員:1の初めのところは委員長がおっしゃったような形で書いているのですよね。それに合わせればいいかと思います。

井上委員:事実関係については、知らないので、何ともいうことができません。

事務局:事実としては逮捕・起訴されたという事実が現在ありますので、それに基づいてこう書いていますと。

山本会長:ありがとうございます。

井上委員:名誉乗損が成立するかもしれないですからね。相当な資料に基づいて反論しな いと。

> それをしてないっていう。少なくともこの委員会では議論になっていませんの で。逮捕されたということぐらいしかわかっていません。

山本会長:他意見ございませんか?なければ1,2につきましてはこれまで出ました修正の 内容を踏まえて事務局のほうで対応をお願いします。

次に4ページ目の「3. 入札関係不正行為の排除・防止の検討に際しての基本的な考え方について」の部分についてご意見をお願いいたします。

水本副会長:前から僕が主張させていただいていたのですけれども、三点ですね。コンプライアンスと不正行為を防止する体制と、職員が容易に価格情報を入手できたような、すみません、機密情報管理ですね。この3つ。さらに入札制度で価格情報の価値というところですね。主に最初言った3つで、そのうち僕が「まずは」っていうのはコンプライアンスではなくって、まずは機密情報の管理をきっちりしなければならない。まず性善説ではなくって、どういう職員であろうがどういう事業者であろうが、こういうことが起こらないというのを目指して、もちろんそれでも情報は誰かが知っているわけで、こういう悪いこと、罪を犯す可能性もあるわけです。その次にコンプライアンスの体制や順番はどうでもいいのですけどね。言葉としてまずはというのが、まずはコンプライアンスからっていうのがありますよね。そうではなくってまずは機密情報の管理をきっちりする。という。その上でという話であると思います。これは僕の意見なのですが。

山本会長:他の皆さんいかがですか?

2の情報漏洩についての事実関係書いていただいたことで、3の文章につながりが 悪くなっているといいますか、せっかく2で書いてもらったので3としては最初の 1段目はいいのですけれども、特に二段目「今回の事件に関しては~(中略)防 止策の検討を行う必要がある」という流れになっているんですが、原因は上記のものとしてある程度検討をしたと。これをもとに入札不正行為の排除防止の検討を行う場合に、やはり一番大事なのは、この「機密情報の管理」が全く徹底されていなかったということっていうのはうかがえると思うのですよ。そこの事実関係を見ていくと。その流れで行くと、今、副会長がおっしゃったようにそこを徹底すると。

さらに当然いくら徹底してもいくらかは機密情報を共有する職員は必ず出てくるわけですから、そういう意味でコンプライアンス体制を強化すると。

それとまた入札情報のシステム全体を考えたときに、やはり今回は価格情報の 重要性があったということも指摘できるからというなら、こういう並び方にす るとおそらく、2の記載と3の流れもよくなってくるのかなというようには感じ ています。言葉のほうが不十分で実際書いてみるといろいろ悩みは出ると思い ますけれども。

他になにかご意見ございますか?

## (意見なし)

山本会長:では今の点、難しいとは思いますが、事務局のほうで、ちょっと工夫して対応 お願いいたします。

では次ですね。5ページの4「課題・問題点およびこれらに対する改善策について」の部分につきまして、まずコンプライアンス体制の強化について8ページまで続いています項目についてのご意見をお願いします。

水本副会長:どこで言おうかと思っていたのですが、ちょうどここの「事実関係の調査を行う機関を明確に定めるなど」というところは重要だと思うのですけれども、その関係で、少し皆さんに確認していただきたい話がありまして、すみませんが契約課長、先ほどのペーパー配っていただきながら進めさせていただきますけれども、今回2回通報ありますよね。事件が5つの事案。それが、職員がH26年からH29年の4年間の間に起こっているのですけれどもね、この調査が今後もう少し充実できるような体制だとか手法だとかを考える際に、少し考えておいて頂きたいなと思ったので。

そもそもこの調査に関しては後で話出てきますけれども、委員会の意見ももらうっていうことが書いてあるのですけれども、後処理で、この不正行為排除、防止と直接関係ないと思って、僕、申し訳ないですがあまりよく見ていなかったのですけれども、ここに書いています。まずこの方が26年4月に、検査室の、検査担当の代理でおられて、2年間経って、28年から、これは名称だけ変わったのですね。工事監理課っていうのと契約課が分かれたということですね28年に。それで1年の間在籍しており、そのあとそこで退職して、教育委員会の、現在のまなび舎整備室にいてはったっていうことなのですけれども、1回目の通報が27年5月にあって、その時に匿名業者来庁っていうことになっているのですが、匿名でお越しになっているけれども、先ほどコンプライアンスの通報制度のところ見ていたのですけれども、匿名だと調査もしにくいっていうことで、それは当然なのですけれども、匿名って書いてあるのですけれども、匿名じゃないの

ですよね。ちゃんと来てらっしゃるのですから。自分の名前を世間に出しても ろたり、職員に出してしもたらまた検査で意地悪されるかも知れんとおっしゃ っているので、かなり信ぴょう性の高い通報なのですけれどもそこで会議など いろいろされているのですけれども、事情聴取が1回で、本人が「やってないで すよ」と言って、証拠をつかむことができないから割とすっと終わっているの です。この時に、この方の話があったんが、前の資料でちょっともう古いので、 簡単に出させていただきますと、入札金額を教えてあげようかと電話があって、 何度も電話があって無視していたのですが、そういう電話があったと。A社が落 としたなと。そのあと別の業者が落としたなと。ほかのB工事も同じ業者が落と したでしょうと言っていたと。危険な話なので、「そうなのですか、へー」と 言っていたら、その時に、結局A社にも同じようなことを言っていると感じたと。 言うのと、それから、工事検査、自分とこがした、この通報者の工事検査に関 して、ちゃんと手直しをしなかったら支払いを止めると言い、総務課が言って いるぞと、会計の支払いを止めるぞと、支払いが止まったら会社が潰れるでし ょう?とか、別の工事でもほかの工事はこんなに細かく指摘されてないと、お たくの会社だけですよと3回も言われたとか。E工事に関しては「監督員と市に 頭を下げろ」とか、「俺のところにも詫びに来い」などと言われたとか。F工事 に関してもあれこれと言っていると。検査に関してのいろんな通報があったと。 関係ないから今までの説明の中にはなかったかも知れないですけれども、この 入札情報の漏洩だけではなくって、検査の話も、「検査の在り方もこれからも 検討してもらわなければダメだ」とひと文入れといてもらわないといけないと 思うのですけれども、あの、そういう話もあって、結局ここの事後処理という のですか?通報の処理をきっちり行うような仕組みやルールについてもきっち り今後やっていただかないとダメだと思うこと。

事実関係でいうと、この文章8ページの一番初めに事実関係の調査についての機関を明確に定めるというだけではなく、やっぱりこう「事実関係の調査をきっちり行う組織と責任の所在をはっきりする。」というのと、やり方を、きっちり「ルールとかを定める必要がある。」くらいのことを入れてもらわなければダメだというのと、

もうひとつ、これを整理していて、ちょっと課題だなと思ったのが、真ん中に 四角囲みしている6月8日、6月8日、5月11日、5月11日、2月7日と書いてあるの が、これが、この不正のあった事件と言われているものなのですけれども、2 回目の来庁があったときに28年の10月18日にこれも同じく緊急対策会議や、ヒ アリングなどをしているのですけれども、この時には本人へのヒアリングはも うしなかったと。

この時に、27年度の入札結果もおかしかったのだと。最低制限価格ぎりぎりで、「建設工事やったらそういうぎりぎりの価格わかるはずがない。」とか、この人が言っていて、結局同じ業者さんなのですよね。

「なんであの時言っていたのにその人そこにおられるのですか」とか。 それから入札監視員での個別意見調査でも、「どうして昨年度から疑いをもた れている職員がまた同じ部署に在籍していたのが問題でないのか、問題だと思 います」などと、業者も言っているし、入札監視員の個別意見調査でもこう言 われていたりして、これは、もう一回言うときます。この排除防止、不正行為 排除・防止とは直接はないかもしれないのですけれども、早い段階であったら この5件はなかったかもしれないのですよね。もしかしたら27年の事件をもっと 調べて、それに対しての警察による逮捕があったかもしれないのですけども、 少しいろいろ言いますけれど、こういう経過があったというのをもう一回少し 確認、委員の皆さんも知っておいていたほうが、枚方市さんも今後のことなの で真摯に反省していただいてもらったほうがいいかと思うのですけれども、 で、27年の入札結果は、警察はどうしたのですか?市のほうはどう調査したの

ですか?すみません。この期に及んで気が引けるのですが。

だから、たぶん他にもあったのですよ、こういうものは。他にもしているし、 検査の圧力かけて、金でも取ろうかという。

金曜日に見て、委員会の最後のほうになってエライことに気が付いたなと思い まして。

事務局:27年度の工事につきましても情報提供ございまして、実際には今回は太平洋建 設が逮捕されたということ、その業者以外、また、当時この匿名の方が、この 匿名の方が最初に言われていますA社、という業者があるのですけれども、それ 以外の業者についての疑義情報があったとのことで、すべてその情報につきま しては、入札情報についての緊急会議とあと入札監視員の意見を聴取いたしま して最終的には警察と公取委には情報提供させていただいています。

水本副会長: 市さんとしてはそれを調査したのでは、これは不正があったとは認定しなかっ たというか、できなかったと。

事務局:事実その入札結果だけをもってなかなかその談合があったというところまでは なかなか言い切れなかったというのもありましたので、そこの、あの、公取委 と警察までの情報提供までにとどまっていると。

水本副会長:1回目の時、A社の事情聴取はされていますけれども、それをB社というのです か?の事情聴取もされているのですか?

事務局:してないです。

水本副会長:検査に関する不正については、この元職員についての事情聴取はされているの ですか?

事務局:検査も含めましてそういう通報があったので事情をまず聴いているようなので すけれども、事情をきいたところまででございます。

水本副会長:ここにはそういう下りは、資料のとこには検査に関しては書いてないけどして らっしゃるということなのですかね。

> すんません。と、いうことで、ここでの僕の意見は、事実関係の調査を行う機 関を明確に定めるというところも、もう少し、今のところ事実関係の調査を行 う機関はコンプライアンス推進課なのですね?

事務局:入札契約制度の中では、現在は契約課とコンプライアンス推進課でしておりま す。

水本副会長:やっぱりそこは調査を行って、どういう風な処理をするか、担当する課をはっきりすると、細かく言えばね。どちらなのかと。協力しながらというと、結局責任の所在が不明確になりますので、そういうこととさっき申し上げました調査の手法。ルールをなんらかの形できっちり。例えば様式を決めてどういう判断でこういうことをしたとか。今後の課題とか。そういうものを整理するとかね。そういう方式やルールをきっちり庁内で再検討する必要があるという下りぐらいはここ必要かなと。いうのが1件です。

泉水委員:7ページの下から2行目から8ページの上から2行目までにかけて4行が加わっていて、要するに、調査する体制とか、内部通報とかの話だと思うのですが、現在の制度では、まずいのか、修正しなくてはいけないのか、現在の制度で充分なのかもこれではよくわからないので、どうしたらいいのか。ちょっとよくわからないので。

その次の段落になると、つまり8ページの3行目からは職員の意識の問題になってしまっていて、全職員がすべての職場で起きる可能性があるとの当事者意識を共有するとか、けん制、是正するとかあるのですけれども、それは大事なことだと思うのですけれども、そういう意識とか気持ちの問題ではなくって制度がちゃんとあるかというのがまずは前提だと思いますよね。そこのところが、4行でちゃんと機能するようになるのかなぁと。ちょっと心配ですね。

内部通報制度とかがこれでいいのかどうか検証もできてないので。なんとも言えないのですけれども。同じことが起こったら今後は同じこの2回の来庁があった場合に、新しい体制ではどうやって、どういう手続きをどういう風に進めるのが見えない。

山本会長:おそらくその不正に関する情報を入手するチャンネルというのはいろいろある と思います。その中で内部通報なら内部通報制度というのを利用するっていう のを、その制度をもう少し広げるなり、整備する方法があると思います。

さらにそこをチャンネルに入った場合はどう調査していくかということと、この制度に通じなくても今回のように業者が来て直接情報提供してくると。そういった場合にはどういった調査方法を載せるかというところをちょっと整理して考えていく必要があって、最終的には調査とか行うところは同じところになっていくのではないかと思うのですけれども、チャンネルごとの情報の流れと調査の結びつきっていうのをもう少し具体的に検討していくと。言うことになるかと思います。

基本的には、他の自治体等の通報制度を見ていますと受付自身はその、コンプライアンス課とかそういうところであって、やはり実際の調査はその、不正のある部署でやはりその調査してもらうと。それ以外に方法がなかなか取れないというところが多いですから。その、窓口なりコンプライアンス課のところが窓口になるというところなり、ある程度出向者などが助言するとかいうところはあるのですけれども、実際調査するのは各担当の現場という風にならざるを得ないのかなと思いますけれども。そのあたりも含めて機関調査を行う人を定めていくということになるでしょうし、その調査の方法につきましても、細か

く言えば通報者の秘密を守るなり、いろんなことへの配慮が必要となってくるのですけれども、そういったことも含めて調査方法等も決めていくということになってくると検討できていない点も多いので、最終的には今意見をいただいたように、調査を行う機関を定めて、その中でのルールとかですね、調査についての権限とかですね。そういうものを情報の入手ルートごとに検討すると。検討して、組織内における調査機能を強化するということになるでしょうし、この最後の段落の、風土を作ることによって逆にそれは実際の通報などが、活性化されたりして不正を防止する体制の構築にもつながっていくと、不可欠だという形で関係づけないと、ここだけなんかコンプライアンスの話みたいになってきたりはするのかなと。コンプライアンスでいいのか。ごめんなさい。職員の意識のほうに集約してしまうとおかしいのでその辺の検討をお願いしたいと思います。逆に事務局のほうからちょっとそれではわからないだとか、もう少しこういう点などありますか?

事務局: すみません、今、ご議論頂いた内容をお伺いしておりまして、まず初めに副会 長がおっしゃっていた、「事実関係を調査する機関をきっちり明確にした上で、 そこに責任の所在がある」というところを言及すべき内容なのかなと考えてお りまして、現状では緊急会議というのを立ち上げて、連動して調査を行うとい うところを、平成27年度から現在もそういう仕組みにはなっているのですけれ ども。緊急会議というのは寄り合ってできる組織にはなりますので、どこかの 課がそういうところに専任していくというところは明確にすべきだろうかとい うところをご指摘いただくのであれば、そこを記載していくべきかなという風 には考えております。またそういったところで、実際に調査を行うにあたって は、きっちりと調査を行うべきルールを設定して、明確にやっていくと。おそ らく平成27年度から一定の調査を行ってきているものの、おそらく調査が深く まで行けなかったことによって、結果としてこういう事象につながったという ことは明らかであるのかなと思いますのでそこを深堀してやっていけるような 調査ルールを市としてしっかり持っていくべきなのかなというのがご指摘され ておられる部分なのかなと思いますので、そこをうまいこと文章にしてそうい う委員会としてのご意見としていただくような内容を盛り込んでいければと今 思っております。

山本会長:この部分6ページから始まっていますが、他になにかございますか?ないようでしたら、次に8ページ目の「機密情報管理」11ページまでございます。この点についてもご意見ございますか。ちょっとごめんなさい。先ほどの4ページからの3の「基本的な考え方」のところで、「機密情報管理が大切だ」ということを最初に持ってくる関係で、この4の検証すべき課題の論じる順番も機密情報管理より先に置くべきではないかというところも併せてご検討いただきますか?

事務局:できれば3の項目の文章校正をどのようにしていくかというのも、また事務局で 検討させていただきまして、その流れによっては、機密情報をしっかり前に持 ってくるべきなのか、そのままコンプライアンス体制の強化が前に来ていても 流れとしておかしくないのかをチェックした上で、入れ替えるかを検討させて いただければと思います。

山本会長:今の点も含めましてご意見お願いします。

水本副会長:①の2行目から3行目、事務フローを整理しというのは僕大事やと思っているので、②についても、事務フローを整理して、僕まだちゃんと言葉整理できてないのですけれども、誰が何のために情報に関与する必要があるかを整理して、最小限にすると言うような言葉かなと思うのです。一つ目が書類の流れですよね。2つ目が関与する人。3つ目がそれを管理するルールですよね。

松島委員:10ページ中ほどの紙ベースのお話のところなのですけれども、課題、問題点の 第1段落のところですけれども、「施錠できない収納棚等に置かれていた」と いう。これは運用基準に適合していないという話だったので、それに対応する 改善策は運用基準の見直しを行うことが必要であるというとこから始まるの で、これだけ読むと、運用基準を、この管理状態を認める形で直すようにも見 えてしまうのですが。多分意図はそうではないと思われるので、まずは運用基 準を適切に守るような体制の再建、再建っていうのはおかしいのですかね。こ とが重要であって、それを踏まえてさらにいろんな状況に合わせて見直しを行 うというような流れなのかなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

事務局: ただいまご指摘受けた11ページ目の上2行目から始まっている段落のところに運用基準の順守というような文章をいれるべきかと考えておりますので追記しておきます。

山本会長:これ私のほうで何回か確認して、私の頭に入ってなかったので申し訳ないので すけれども、データによる管理というのがあって、運用基準を見直すというの は、すでに取り組んでいらっしゃるのですよね。コンプライアンス推進課で取 り組んではるのですよね。

事務局:まだ改正は終わっておりません。今まだ検討中です。

山本会長:いつ頃などは?

事務局:最終的に答申頂いてからと思っていたのですけれども。

山本会長: その順番でいいのです。答申が出る前に基準などができてしまうと、この表現 がおかしくなるので。

事務局:少しその確認ですね。

山本会長:他にご意見ございませんか?なければ次は11ページ目の入札契約制度、16ページまでございます。ご意見お願いします。

これは前回の議論を踏まえてずいぶん内容修正頂いたということですか。

事務局:大きなところでいいますと予定価格の事前公表ですね。これにつきましては国の動きがあったりして、ほかの自治体の状況から考えますと現実的ではないというところで削除させてもらったものです。

泉水委員:ものすごく細かいことで申し訳ないのですが、14ページのですね、5行目ですね。 削除しているものも含めて、「入札価格によらずに〜総合評価方式の導入等」 というところで、これ入札価格と経験等の両方考慮するのですよね。これだけ 読むと入札価格無視するのかということでちょっと工夫が必要かと思います。

事務局:おっしゃる通りです。

山本会長:ここは表現を少し工夫してください。

水本副会長:ちょっと余談になるのですけれども、今おっしゃっていた次のところですよね、 私が言った参考数量の提示や分かりやすい図面の提示など、積算可能な情報の 開示を行うこと。これってさっき言うてた匿名事業者が、そうであればどうで す?この人も言っているのですよね。やっぱり大事なことやと思います。そう せんと知っている人間だけが情報得た人間だけがとれるやないかと。

松島委員:もうひとつ細かいこと言ってよろしいか、16ページの入札監視員制度のところなのですけれども、最後の文章なのですが、入札監視員の在り方というとなんだかその方そのものについて言っているような気がするので。これも「制度」ぐらい、なんだか、全般的に監視員の職務という話と、監視員をどうやって制度としてやるかということとが少し混同されているようなところもあるかも知れない。ここに入れたらよい。

水本副会長:ここなのですけれどもね。前も言いました通りなのですけれどもね。入札監視員が聴取を行うのはムリがあると思います。まず、委員会でないとダメだというのがどこかに入ってなかったですか?個別で言うと、やはりこうたくさん集まった時には自分では気づかない。意見がほかの委員さんから出てきて。あ、そうですよね。それ大事ですよね。ということも出るので、やっぱり個別じゃなくってそういうのを聞かなあかんというのもあるし、調査してこういう風にしたいと思っていますとか、報告をしてそれに対して意見をもらうのはいいですけれど、するのはやっぱり責任と権限を持っている、責任を伴う人間がしなければいけないと思うので、人事課なりさっきも言った意見集約の事情聴取するのは事業課かもしれないのですけれども、結論を出すというのは事業課なのか、人事課なのか、処分だけ人事課となって、それに対して対応は事業課かもしれないけれども、それはきっちり決めないとダメだけれども、やはり無理があると思いますね。

責任負えないですし。

山本会長: 先程の「事実関係の調査を行う機関を明確に定める」というところを深めてい くとやっぱり少しはみ出してしまうのかもしれません

> 私前回これぐらい残してもいいのではないかというお話しをしてしまったので すけれども。

やはり全体、今の話を考えるとそこのところは削除しましょうか。

井上委員:若干ちょっと気になっていることなのですけれども。おそらく本来であれば、事件が起こった時に調査を行って、どういう事実があって、調査のどこが不十分であったかっていうのがあってですね。この委員会でそれは欠点がこうだからこう改善したらどうかってやるのが必要なのかなって思ってみたりはしたのですけれども、ただその、事実がなにかもわからないし、調査を行ったかどうかも、行ってはいると思うのですけれどもそれが充分かどうかもわからないのでなかなか聞けなくて。おそらくここで誰が調査するか決めたらその人はたぶん権限を持

ってやらなきゃならないでしょうし、権限を持たせた場合には責任が生じると思うので、この会議で誰がやるとか、具体的に決めてしまうのは、あと2回の会議でやるというのは難しいのかなと思っているところなのですよね。本来であれば、そこをスタートにするのであれば、当初から調査機関の構築ぐらいからの話にしておくべきかと。それはもうこの会議のあれではないと思っているのですけどね。もうここまで来ていますので。だからもうここで具体的な調査方法を決めてくださいと投げても、おそらく決めることができないのではないかと。ここではあまりやらないほうがいいのではないかと思ってはいるのですけれども。

山本会長:この16ページの上の段ですね。結論の部分で「会議体としての意見の集約」というところはこちらの提言として含めるということでよろしいですかね。具体的なヒアリングをどうするか。そういったことについて、今回は削除してそういう点で意見を述べると。

事務局:これまでの議論の中で、今回市の、元職員に対して市の内部の職員がやって聞き にくいこともあるだろうということで、第三者にそういう調書をやってもらうの も効果的であるとご議論があったのかと思うのですが、もうそれは、今回は見送 りということで。

山本会長: それはどちらかと言えば調査機関を定めた上でルールを定めていくという中で、 そこは工夫して頂くということになるかと思います。

事務局:わかりました。

山本会長:おそらくその例えば通報制度でも、通報を受けたときに市の職員だけでやるのか、 通報担当している外部の弁護士等々も含めるのか、いろんな方法があると思うの で、そういった中で検討して頂く方が現実的であると思います。

泉水委員:今の合議体の件なのですが、談合疑惑情報に対する対応についての合議体が考えられるということなのか、あるいは入札監視員制度ではなくて、今後、合議体としての例えば入札監視員会という形にするという方向性なのかどちらなのでしょうか。今の話ですと談合疑惑情報に対する調査としての合議体であって、入札監視員制度自身は現在のままという形でという方向性のように読めますが。そのような理解でよろしいのでしょうか。

事務局:またその辺もちょっと少し整理しておかないといけないのですけれども、あくまでも会議体としてひとつの委員会として談合の審査、通常の入札執行の審査を含めて会議体にできたらいいかなという思いがあるのですけれどもね。

当然2つに分ける方法もあると思うのです。内容によってね。そこは今後どういった手法がいいかっていうのは、調査しながら検討していきたいと思っております。

泉水委員:わかりました。この文章自身は両方の意味を含めたラインが入っておるという解 釈でいいのですね。

はい、わかりました。

山本会長:入札契約制度についてご意見ありませんか。

泉水委員:もう一点よろしいですか?「入札"関係"不正行為」と書いてあるのですが定義 がないのがちょっと気持ち悪いなっていうのがあるのですよね。定義しろと言わ れると困るのでしたくはないのですけれども。1. はじめにの最初の行。「公共 工事の入札に関する不正行為の排除・防止」と書いてあるので、それを使ってい いのかなと思うのですけれども、定義がないのがどうでしょうか。

山本会長:この委員会も入札不正行為排除・防止検証委員会なので"関係"は入ってないのですけれどもね。

答申に"関係"と入れた趣旨は何ですか?

事務局:特に"関係"を入れたことについて、なぜ入れたのかという理由はないですけれ ど、いわゆる入札に関連するような職員の不正行為でありますとか、行動を未然 防止排除していきたいという思いから入っているという趣旨です。

山本会長:入札不正行為排除・未然防止"等の"対策についてという風のほうがまだいいと 思います。入れるとしてもそっちで広げて頂くという形ですかね。皆さん意見ど うですか。

入札関係というところで広げるのか、要するに、入札制度だけではなしに、コンプライアンスの強化であるとか、機密情報の管理の徹底であるとか全部含めるという話ですよね。今、おっしゃっているのは。

泉水委員: 不正行為を広げるのか、不正行為に対する対策を広げるのかで多分。入札"関係" 不正行為だと不正行為の幅を広げることになるのだろうし、未然防止等だと、措 置に。いやすみません、細かいこといってしまって。1. はじめにも最初の行に 「公共工事の入札に関する不正行為の排除・防止」も(入札不正行為)にすれば 済むのかと思ってつい言ってしまったのですけれども。

山本会長:おっしゃっているのは確かにこれ読んで違和感を覚える方も出てくる可能性があるだろうし"関係"は取ったほうがいいと思うのですよね。入れなくても別にそのまま「入札不正行為排除・未然防止対策についての答申」という形でもいいと思うのですけどね。

事務局:取って頂いてもそれが全て入札だけに関わることではなくて、職員が関与してやっている業務ですとか、そういうのにも派生してちゃんと行動できるようにということになるのかなと思います。

山本会長: 答申書に「入札"関係"不正防止排除・未然防止対策について」とあります。諮問書の記載がそうなのですね。その諮問書に応える形の答申となると、そういう表題になってしまうということになりますね。

泉水委員:わかりました、ややこしいこと言うつもりはありませんので。もし何かあったら そこで定義がなされているはずなのでそれで結構です。

水本副会長:頂いた委嘱状にも"関係"の文字はないし。諮問書のところにはありますね。

事務局:委員会の名称としては"関係"というのが入っていないのですけれども、諮問させていただいた段階でのタイトルが"関係"と入っております。

山本会長: それではもうもともとの通りとさせて頂いてよろしいでしょうか。

水本副会長: さきほど僕が言ったのは、うんうんと思ったのですけれども、僕なども自分の契約局長をしていた時には、契約局の中には検査があって、検査言うのは同じ仕組みですよね。業者と事業者との、そこで不正がおこりやすい。検査の在り方に、例えば2人絶対行かなあかんとか、この前話出てきたマニュアルとか、電話

がまだ残っているということは財政課があかんと言いはったからかなとか思うのですけれども、個人の電話使ったらダメだなどというのを含めてこの検査の在り方検討していただきたいという文言をと思ったのですけれども、よく考えたら関係ないですね。これ。入札不正行為と言うのかと。なんか関係ないからいいのではないかとか。そこがちょっと終わりのとこに簡単に書いといていただくか、関係ないなら関係ないで、それはそれで別途個人的な意見としてとらまえてもらってしっかりと考えてもらったらいいかなって。

山本会長:16ページの「5. 具体的な改善策の実現のためのマニュアル整備について」と言う項目と、「6. おわりに」という項目と。ちょっと合わせてこの点引き続きご検討お願いします。

松島委員:5のところ、6も含めてちょっと気になっていたのが、5. の下から三行目「適切 に運用されているか」と書いてあって、これが一番重要かと思うのですが、「で は適切な運用とは何だ」というのが書かれていないのでどうしたらよいのかわか らない。

それから6でも同じように「ひとりひとりがマニュアルの内容を理解する」というのが重要だと。基本的に5も6もそういうまぁ各個人がこういって発生したらマニュアルを読めば大丈夫と。いう。なんとなくニュアンスに聞こえるので。先ほどから出ているみたいに、例えば調査体制自体を考えなあかんとか。運用自体についても運用体制をちゃんと考えとかなあかんというのが重要で、具体的な案まではこの中では言及しないのですけれども、場合によってはそういう体制の再構築なども必要になってくるというのが何となくご意見として多かったのではないのかなぁと思いますので。何らかの形で「適切な運用というのをどうするのか」とか、そういったニュアンスを入れていただけるといいかなと思うのですけれども。どうなのでしょうか。ここまで課題を述べてきて、マニュアル作って、ここで読んだら大丈夫っていうふうに、場合によってはしたくないなと。

山本会長:要するに、今まで述べられていた三つの柱っていうものに、もう少しまとめると ころに重点を置いて書いていただかないと。ちょっとバランス的に「マニュアル 守りましょう」で終わるのはちょっと答申としてはバランスを欠くように思いま す。

井上委員:マニュアル作ったらすべて解決という答えには言った覚えはないぐらいには。

松島委員: そういう思いではないのかも知れないですけれども、これを読ませてもらうとな んとなくそういう風にも読めるなと思ってしまったもので。

山本会長:マニュアルの5の点につきましては、マニュアルに関する説明をしてもらってからもう一度見直してもらってもう一度ご意見いただくほうが建設的かと思いますので。あと6の終わり等でなにかご意見はございますか?

山本会長:そうしましたら時間の関係もございますので、続いて案件2の入札不正行為防止 排除・防止行動マニュアル(案)について説明を事務局からお願いします。

事務局: それでは、入札不正行為排除・防止行動マニュアル(案)についてご説明させて 頂きます。前回委員の皆様から頂きましたご意見をもとに、何点か修正致しました。主な修正点といたしましては、実践の項目を軸とし、職員が読みやすい内容 となるように構成を変更しております。また第一章の最後に、不祥事による影響を記載しておりますが、民事上の損害賠償責任、行政上の制裁を追記し、第4章、5章もそれぞれ、2の実績において何をしたらいいのか、何をしてはいけないのかが端的にわかるように追記しております。その他、様式の統一や、語尾揃え、細かい文言の修正について行っております。また、活用しやすいように目次の方もつけさせていただいております。全体の構成も含めまして、さらに盛り込むべき内容等についてご意見頂きますようお願いいたします。

山本会長: ありがとうございました。それではこのマニュアル案につきまして、項目ごとに みなさんのご意見を頂戴したいと思いますが、まず、はじめにの部分はいかが でしょうか。

水本副会長:これがこの前、議論のあった、先ほどの話でもあったのですけれども、このマニュアルは、市の管理するものとして、職員に対して発するマニュアルをこういう答申とかも含めて軽く目を通したというのがいいと思うのですが。作られたとそういう位置づけなのですよね。これも枚方市としてやっているものだと。

事務局:はい。枚方市として出す分です。

山本会長: はじめに の部分はこれでいいですかね。そうしますと、次に1ページ目の第一章、 職員のコンプライアンス意識の醸成の部分ですね。

水本副会長:これ電話は個人のものでやらざるを得ないのですか?「個人の携帯電話で行うことは業務上やむを得ない」とありますが。

山本会長:こないだの説明では全部貸し出すのがちょっと難しいという話でしたか。

事務局:現実では。

水本副会長: 少なくとも原則禁止にして、それを使う場合は、事前に言うて、連絡した内容は 報告をするという様式をなんかそれぐらいしとかないと。結局、事情聴取の時で も、あなたの通話記録出してくれよと言えなかったわけですよね。個人のやつや から。そやけど、それを定めといたら、通話記録そのものを出してくれと。それ とか全体の通話記録出してくれとか、例えばちょっと関係ないかもしれませんけ ど、僕、大阪府の時に通勤手当をもらっているのに乗ったりしたりしたらあかん とかいうのがあって、バスの定期券を買わないで切符を買っているのであれば、 バスの乗った記録を全部出せなどと言われて、え〜などと思いながら出したので すけれども、それでもやっぱり通話記録は出してもらわんとあかんような仕組み にしないとダメだと思うので。携帯電話って、他の部署は、福祉とか医療とかい ろんな部署がありますけれども、ないですよね。そんな携帯電話を使わなければ ならないところ。僕の経験で思いつくとこでは児童とかですけれども、そんなと ころは提供していますし、後々そういう風にしてもらうためにも、ダメやという こと。それはこっちの事例に、例か何かあったところにうまく入れるのだったら、 携帯電話があったのであれば入れておけばいいと思いますし。携帯電話は原則ダ メだと、いうことを書くべきだと思いますね。いくらでも工夫のしようはあると 思いますけどね。電話1台だけにする、2台だけにするなど。

事務局: こちらの記載の部分につきましては、現実的な行動例としては例示でございますので、今ご指摘いただいている部分もありますので、個人の携帯電話の使用の内

容で例示するとして検討したいなと思います。確かに副会長ご指摘の通り不正をなくそうとすれば、個人の携帯電話は使わないようにするのが一番の近道なのかなと考えますので、まず、市としてはその方向性を模索している途中というのがあるかなと思いますので。ちょっと例示としてどういう風にここしていくというのは再点検させていただきたいと思います。

水本副会長: それこそ大阪府はカウンターのところに録音のマイクを何年か前につけて、それ こそ土木事務所の所長室にはそのマイク。それこそ所長室に言ったら個人的な話 でもすべてちょっとうかつにできない状況ではあるのですけれども。そういうの も必要かと思います。

山本会長:3ページでチェック表があって、4ページにまたいろんな注意喚起ができるような 形があるのですけれども、4ページのこの2つのくくりは何のためのものなのです かね。突然これだけがポンと出ていて、あなたは大丈夫ですか?というような意 味になるのですかね。チェックのチェックをするという意味なのですかね。この マニュアルの利用法というか。目的というか。

事務局:自己チェックを行ったのち、もうちょっと言葉を入れたうえで、こういうケースの人がこういう、陥りやすいタイプですよと。なんか紹介するとか、後はそういった不祥事があった時の影響とか、枠取りでこう三連続で来ていますので何かこう説明不足かなというのは感じますのでその辺もちょっと追記するような形で対応していくようにします。例えば5ページのまとめの後で、こういうことにも注意しましょうと。いうような形でそっちへ持っていこうというのも一つだと思いますので。再検討させていただきます。

山本会長:第一章については、他に質問はございませんか?なければ第二章に移りたいと思っております。良好な職場環境の構築とありますが、ご意見よろしくお願い致します。

これを読んでいて気になるところがありまして、「1. 取組内容」として(1)の相談できる職場環境の構築という風に書かれています。ただ、(1)の内容を見ると通報の話が割と出てきますね。そして次は報告という形になって、実際のところ、相談できるところがどこかっていうのが、ちょっとシステムとしてあるのかもわからないし、職員もいきなり通報とかいうよりも、通報すべきかどうか迷うっていう相談段階が実際多いのかなと。例えば今回の可能性として例えば元職員にアドバイスを求めている中で、実際価格いくらなのかと聞かれたとか。そういうことがあるのかもしれないのですけれども、そういう時にはどういう風に相談できる場所があるのか、そういうところは実際にあるのでしょうか。それは上司なり同僚に相談するという事実上の運用になるのですかね。コンプライアンス室に相談できるとか。

事務局:内部通報制度としてはないですね。通報というところに行って初めてで、相談について各職場の上司と相談するとか、事実上そうなっていますね。

事務局: 今コンプライアンス推進課長がご説明いたしました通り、ここで挙げさせていただいている相談というのはあくまでも職場において上司、同僚に相談しやすい体制っていうのをどう築けるかっていうところをイメージしていますので、その辺

をもう少し明確に入れておくと、その「相談」と連動性が取れると思います。そ の辺追記したいと思います。

山本会長:逆にその答申の方でも、例えばインシデントの情報の話があったりして、再発防止の為と言うときに、調査をする通報調査っていう話があるのですけれども、そこにも実際は相談みたいなところで情報を吸い上げられる制度っていうのがほんとはあったほうがいいかもしれません。

ちょっとそういうところも併せてもう一度検討してください。

泉水委員:ハラスメントなんかの場合は、何と申しますか、訴えますよね。ハラスメントの相談委員っていうのが各職場に男女いて、職場の監視みたいなのになっていましてそういうのがいたらいいなと。いきなり通報するのではなくて。まずは相談して、それでいろいろとやりながら、これは正式な手続きに乗せましょうとかというのが普通の考え方だと思うので。そういうのがあったらいいなと。無理だというのであれば書くわけにはいかないのですけど。

山本会長:逆にそういう職員の立場からしても、そういうのがあった方が本当は安心なのだ ろうとは思いますけどね。

事務局:本市にもハラスメント相談員制度はありますので、それと同じようにしていくのかどうかもあるのですけれども、例えば各職場にそういう何かあった時の相談できる職員を一人定めておくっていうのも一つの通報かなと思いますので。そういったことも含めて制度設計を考えていきたいと思います。

山本会長:他第2章について何かご質問等ございますか?なければ第3章をお願いします。倫理条例を踏まえた業務執行。

質問がないようでしたら第4章も併せてご検討ください。第3章はいったんこれで置いて、第4章と、第5章が、本当にこの契約機密情報に関する部分のようで併せて検討いただければと思います。契約機密情報への適切な関与

第5章の12ページの行動例のところ、(1)の第二段落のところ、現状として施錠できる保管庫がなくても、机上に置いたまま退庁することはやめましょうということなのですけれども、こういった契約機密情報を取り扱う部署で、施錠できる保管庫がないところがまだ残っているという認識ですか。

事務局: ないというよりは足らないというところはあるというふうなことで。保管庫買い替えるか、外付けの鍵つけるとか、少し今から検討させていただくところであります。

水本副会長:第4章の取り扱い例示のところがありますが、機密情報として取り扱う期間がいっからいつまでなので、これ、終わった後もしまっていたら、たくさんいると思うのですが、それなら充分いけるのではないかと思いまして。

事務局: そこも含めまして。

水本副会長: あまり、会長がおっしゃったようにないのが当然みたいな書き方は基本的にダメ でいいと思うのですけどね。

山本会長:他にご意見ございますか?

水本副会長: あの、見逃しているかもしれないのですけれども、働き方改革と通じるのですけれども、休みの日に一人で出てきて残業すると。夜もそうなのですけれどもそう

いうのもダメですよと。いうのは別に問題ないのでしょう?どうしてもやむを得ない場合に上司の許可を得て業務内容も限定してというのもありですけれども、僕が、自分が上司やった時やったら一人で絶対来させないと思うのですけれども。そのようにしていたと思うのですけれども。なんだかそういうのも僕は必要かなと思うのですけれども。どこに入れられるのかちょっと難しいのですけれどもそれはそうだからここのこういうところで入ったらいいのですけれども。ここに入りづらかったら別に意見として聞いていただいたらいいのですけれども。

山本会長:その点も確認、検討をよろしくお願いします。

事務局: どちらかといえばマニュアルのどこかに盛り込みたいなというご指摘内容だと感じましたので、どこかにちょっと工夫していれて対応したいなと思います。

山本会長:続きまして第6章、発注・契約事務の適正執行について、ご意見ありましたらお 願いいたします。

泉水委員:14ページの下のコラム。ここに入札談合等関与行為が紹介されているのですが、 2番目の上ですかね①から④まで記載されています。他方、2番目の丸のなお書き でですね、「官製談合防止法第8条により処罰の対象となる入札等の公正を害す べき行為はこの4類型に限定されるものではありません。」となっていまして、 つじつまはよくわかりませんが、職員にとって怖いのは8条の方の行為だと思う のですよね。次のページにもありますけれども。8条のほうが刑罰規定なのです よね。「5年以下の懲役、または250万円以下の罰金に処せられ。」て、職員にと っては刑事罰が科せられるのは8条該当行為で、且つ8条該当行為は、マニュアル にも書いてありますが、4つの行為よりも広い。まぁどっちが広いか狭いかは定 義にもよるのですけれども、いわゆる独禁法による職務制限、いわゆる入札談合 に関わらない行為であっても8条では違反になるので、そういう意味では広いで すよね。他方、処分に関して特に職務に関してやられているとは思うのですけれ ども。とすると8条該当行為についても注意を喚起しておいたほうがいいのでは ないかというのと。より正確に言うと、二番目の③で発注に係る機密情報の漏洩 というのは、これはこの4つの行為で言うならば、入札談合に関連して機密情報 を漏洩した場合は②にあたるのですけれども、入札談合と無関係で、本件もそう だと思うのですけれども、入札談合と無関係に、機密情報を漏らした場合にはむ しろ8条該当行為だと思うのですね。なので、正確ではないではないかというと ころもありまして。言わんとするのはとにかく8条違法行為であることは書いと いたほうがいいかと。職員を守るという意味でもいいのではないかと思います。

山本会長: それぞれ規定による要件というものがあって、それをどういう風にわかりやすく 書くことができるかというのは難しいところもあるかもしれませんけれども、重 要なところかと思いますので少し検討ください。

他に、何かご意見ございますか?

併せて答申案の「5. 具体的な改善策の実現のためのマニュアル整備について」 のところをもう一度見て頂いて、このマニュアルも踏まえて、ご意見があればお 願いします。

水本副会長: 答申とは別に3フレーズ目に書いてあります、5. 具体的な改善策についてのマニ

ュアル整備じゃなくって、ただ単に職員向けのマニュアルについて、とか。これ とは別に職員が自己点検なんかをするマニュアルの、一つの手法として、下線を 引いてある更新とかやりもって運用してくださいというような。委員会としては そういう答申かなと。

山本会長:マニュアルの位置づけということなのですかね。

水本副会長:終わりも結構マニュアルというのは大きいのですけれども。まぁマニュアルなんかも活用してくださいねというのが、ここはもうちょっと少なくウエイトを小さくしてよいのではないかと思うのですけれど。

多分「6. おわりに」の部分だと思うのですけれども、方策というのは3つなのですよね。コンプライアンスと、情報の管理と入札契約制度とこの3つが答申の内容で、それを補完するものとしてマニュアルを作成しようとするもので。まずは3つの答申を割にちゃんと書いたうえで、それを補完するためのマニュアルを作成し、実行するのが重要である。というそういう書きぶりになるんかなぁと思うのですけれども。5のところでもそういう趣旨が書かれていればいいと。

山本会長:他になにかありますか?

離れてしまうのですけれども、答申案6ページのところで気になる表現がありまして、6ページの改善策と書いてある上の段なのですけど、またから始まる文書ですね、また、職員倫理だ何だという中で、これが入職時と昇任・昇格時にのみ実施されているため、長期間昇任昇格していない職員は長期にわたり、職員倫理研修を受講する機会がない状況となっている。という表現が何となく、これ職員という表現がいいのか、長期間昇任、昇格をしていない職員というような表現が。あまり答申としてはもう少し言葉選んだほうがいいように思います。

事務局:あえてこの、「入職時」と「昇任・昇格時」のみ実施されているというところから昇任昇格していないというところまで言わなくても職員倫理研修が、その次の行の長期にわたり受講する機会のない職員もいる状況となっているというところに、直接つなげて良いでしょうか。

山本会長:良いと思います。

あと、答申の第5、マニュアル以外も含めて何かご意見等ありますでしょうか。 それでは答申案とマニュアルにつきまして皆様方から頂きました意見を踏まえ て事務局の方で再度調整していただきますようお願いいたします。

それでは案件3. その他とありますが、何かございますか。

事務局:それでは案件3.その他と致しまして、次回の委員会の日程につきまして、事前に皆様のご予定を確認させていただき、メールにてご依頼させて頂いております、5月の14日火曜日10時からということでお願いしたいと考えておりますのでよろしくお願い致します。今回の委員の皆様からのご意見を踏まえて次回の委員会で一定のまとめとなりますように作業を進めてまいりたいと考えておりますので、またご確認いただきたい場合、メールをさせていただく場合もあるとおもいますがよろしくお願いいたします。

山本会長: それではこれをもちまして、平成30年度 第5回入札不正行為排除・防止検証委 員会は閉会とさせていただきます。円滑な会議にご協力いただきありがとうござ いました。引き続きご協力よろしくお願いいたします。ありがとうございました。